

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

茨木市（以下「本市」という。）では、平成14（2002）年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定し、男女を取り巻く問題の解決や様々な施策に取り組んできました。また、平成24（2012）年6月に「第2次茨木市男女共同参画計画」を、平成29（2017）年3月に「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画を推進してきました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかし、現実には女性の社会参加や男性の家庭参加等の状況において、未だ多くの課題が残っており、さらに他の先進国と比較したわが国の男女共同参画の状況は依然として低い水準のままとなっています。今後はより一層、持続可能でかつ国際社会に調和した社会の実現に向けた男女共同参画に関する取組の充実が求められます。

本市では、このたび「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」の計画期間が満了したことを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の名称

本市では、これまでも、「男女共同参画」という表現を「誰もがお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野の活動に参画すること」という趣旨で使用してきましたが、本計画においては、次の理由から「ジェンダー平等」という表現を使用し、計画の名称も「男女共同参画計画」から「ジェンダー平等プラン」に変更しています。

- ・SDGs（持続可能な開発目標）において「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、「ジェンダー」や「ジェンダー平等」という言葉が社会で浸透しつつあるため
- ・本計画では、SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化（P.35 参照）を計画の横断的視点としているため
- ・男女だけではなく多様な性自認（自分で思う自分の持続的な性別）の人を含むすべての人を対象とする計画であることをより明確にするため

なお、法令や固有名称、国や大阪府の取組に関する事柄等については、「男女共同参画」という表現を使用しています。

3 計画策定の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村基本計画で、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を踏まえた計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。

(2) 他計画との関連

本計画は、「茨木市総合計画」を上位計画としており、平成27（2015）年度を初年度とする「第5次茨木市総合計画」の基本構想を実現するための施策別計画において、まちづくりを支える基盤の中の「⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす」に位置付けられています。

⑤市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

また、「茨木市地域福祉計画」「茨木市次世代育成支援行動計画」等、他分野の個別計画との整合性を図り、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変動や市民ニーズの変化及び施策の進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うものとします。